

駐留軍関係離職者等臨時措置法の概要

1. 目的

駐留軍等労働者は、その使用者が在日米軍であるため、米国の安全保障政策の変更、米軍の機構の改編、部隊の撤退・縮小等に伴い多数の労働者が特定の地域において一時に離職を余儀なくされること等の実情にかんがみ、特別の措置を講じ、その生活の安定に資すること。

2. 経緯

昭和33年に5年間の時限立法（議員提出）として成立し、以後、昭和38年、昭和43年、昭和48年、昭和53年、昭和58年、昭和63年、平成5年、平成10年、平成15年、平成20年、平成25年にそれぞれ5年、有効期限の延長を行っている。

3. 施策の概要

- ① 就職指導票の交付及び就職指導の実施
- ② 職業転換給付金の支給
- ③ 職業訓練の実施
- ④ 特別給付金の支給

4. 法の有効期限

平成30年5月16日失効

